労働・公務災害補償認定への努力義務の周知と認定充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大の事態が長期間続き、職場でのクラスター (集団感染)も増加傾向です。すでに国内の陽性者累計数は 1,692 万 1,653 人 (2022 年 8 月 20 日現在) となっています。

当然、労働者の感染者数も増加していますから、「業務または通勤に起因して発症したものであると認められる場合」には労働災害補償・公務災害補償の認定対象となります。しかし、その認定補償数は極めて少ない状況です。労働災害認定数は4万6,479人、公務災害は1,156人(2022年7月31日現在)となり、併せても4万7,635人であり、国内の陽性者累計数の0.37%と極めて少ない状態です。

これは陽性者による申請請求自体の問題だけではなく、事業者の請求の助力義務(労災施行規則第23条)・任命権者の協力義務(公務災害施行規則第49条)の不十分さも考えられます。

本来、感染症における労働災害・公務災害補償の業務起因性は「特に反証がない限り」その認定はスムーズなはずです。また事業者・任命権者には、労働者に対して防疫上の「安全配慮義務」の責任もあるはずです。

つきましては、感染症にともなう労働災害補償・公務災害補償における認定申請についての周知徹底を行なっていただき、下記の通り認定補償の充実をもとめます。

記

1 感染症にともなう労働災害補償・公務災害補償を速やかに行なうためにも 認定申請における事業者及び任命権者の努力義務・協力義務の周知徹底をは かり認定補償の充実を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月29日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣 新型コロナ対策担当大臣 」 宛